

## 鯨類捕獲調査と小型捕鯨業について

- 1 IWC（国際捕鯨委員会）における管理対象鯨はシロナガスクジラやミンククジラなど大型鯨13種のみ。それ以外の鯨は国や地域による管理が行われている。
- 2 我が国においては小型捕鯨業として、ツチクジラ、ゴンドウクジラ等、IWCの管轄外の種の捕獲を、日本政府の管理の下（大臣許可漁業）行っており、現在、実質的に稼働しているのは5隻（許認可は9隻）。
- 3 鯨類捕獲調査は、資源管理に必要な科学的知見の収集のためにミンククジラ等を捕獲するもので、財団法人日本鯨類研究所が実施し、政府が財政支援を行っている（補助事業）。なお、調査による副産物は可能な限り有効利用することが、条約（国際捕鯨取締条約）上義務付けられていることから、副産物である鯨肉は市場に流通している（その販売からの取得金は翌年の調査経費に充てられている。）。
- 4 漁業センサスでは、小型捕鯨業については、漁業経営体調査の対象として把握しているが、鯨類捕獲調査については、捕獲調査開始（昭和62年）直後の漁業センサス（第8次）以来、調査対象としていない。
- 5 以上のようなことから、2008年漁業センサスにおいては、小型捕鯨業については引き続き把握するものの、鯨類捕獲調査については調査対象としないこととしている。